

長野県教育委員会告示第9号

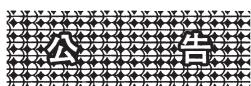
昭和39年長野県教育委員会告示第9号（教科用図書の採択地区の設定）の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行します。

平成17年9月29日

長野県教育委員会

本則の表中「長門町 真田町 武石村 和田村」を「真田町 長和町 武石村」に、「大鹿村 上村 南信濃村」を「大鹿村」に、「明科町 波田町」を「波田町」に、「南安曇郡（豊科町 穂高町 三郷村 堀金村）」を「安曇野市」に、「牟礼村 三水村」を「飯綱町」に改める。

教学指導課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年9月29日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

一般事務用ページプリンタ16台及び周辺機器一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成18年1月1日から平成18年3月31日まで

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

1台1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者とします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス

（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企画局情報政策課

電話 026 (235) 7071

4 入札手続等(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年10月13日 午前11時

イ 場所 長野県庁 西庁舎403号会議室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成17年10月12日 午後5時

イ 場所 県庁専用郵便番号 380-8570

長野県企画局情報政策課

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

要します。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

情報政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年9月29日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

ロータリ除雪車（2.2m級） 3台

(2) 物品等の特質

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

平成18年2月15日

(4) 納入場所

大町・長野・飯山各建設事務所

(5) 入札方法

別表の調達番号ごとに入札します。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 調達をする物品等に関し、メンテナンス（点検整備、修理等）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- (4) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026 (235) 7079

4 仕様についての問い合わせ先

長野県土木部道路維持課

電話 026 (235) 7302

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含みます。）

ア 日時 平成17年11月9日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県総務部管財課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年11月11日 午後2時

イ 場所 長野県庁 本館入札室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに2の(3)の資格を有することを証する書類その他入札説明書に定める書類を入札書の受領期限までに提出しなければなりません。この場合において、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する照会があったときは、説明してください。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

要します。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。

(10) 契約の締結等

本件入札に係わる契約の締結については、長野県議会の議決に付さなければならないので、落札決定後売買仮契約書を作成するものとし、長野県議会の議決があったときに、その契約書を地方自治法第234条第5項に規定する契約書とみなします。

6 その他

詳細は、入札説明書によります。

7 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Rotary Snowplow (2.2meter class),3 units
- (2) Delivery date: February 15, 2006
- (3) Delivery place: Omachi, Nagano and Iiyama Construction Offices
- (4) Contact place for information about the tender;
description / conditions / and other inquiries:
Property Administration Division, General Affairs Department
692-2 Aza-Habashita Oaza-Minaminagano, Nagano City
TEL 026-235-7079
- (5) Time limit and delivery place for the tender (including by mail) :
Time: 5:00 PM November 9, 2005
Place: Property Administration Division, General Affairs Department
Nagano Prefectural Government
692-2 Aza-Habashita Oaza-Minaminagano,
Nagano City
380-8570 JAPAN
- (6) Time and place for the bid opening:
Time: 2:00 PM November 11, 2005
Place: Bidding Room, 2F Nagano Prefectural Government Main Building

管財課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年9月29日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成17年9月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 T E A R

3 代表者の氏名

箕輪 仁恵

4 主たる事務所の所在地

上田市大字大屋235番地5

5 定款に記載された目的

この法人は、障害児者及び地域の中で楽しく暮らしたいと願っている人たちが地域で自立生活できる社会の実現を図るために自立支援に関する事業や暮らしやすいまちづくりに関する事業を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

生活文化課N P O活動推進室

公告

松本市、東筑摩郡波田町における県営和田西原地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成17年9月29日

長野県知事 田 中 康 夫

1 縦覧に供する書類

県営和田西原地区土地改良事業換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成17年9月30日から10月28日まで

3 縦覧の場所

松本市役所

東筑摩郡波田町役場

農村整備課

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可しました。

平成17年9月29日

長野県知事 田 中 康 夫

1 組合の名称

塩尻市広丘駅東第二土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成17年2月16日から平成19年3月31日まで

3 施行地区

塩尻市大字広丘野村字渋池の全部並びに字野村、字山ノ神、字宮畠、字八幡、字原口、字角前、及び字金塚の一部

4 事務所の所在地

塩尻市大字広丘原新田215番地12 塩尻市農業協同組合広丘支所内

5 設立認可の年月日

平成7年2月8日

6 変更認可の年月日

平成17年9月20日

都市計画課

公告

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定により、長野県土地利用基本計画を次のとおり変更しました。

なお、変更に係る土地利用基本計画図は、長野県住宅部建築管理課土地・景観室及び木曽地方事務所において一般的な閲覧に供します。

平成17年9月29日

長野県知事 田 中 康 夫

土地利用基本計画図地域区分別面積

| 区分 | 変更前 | | 変更後 | |
|------|------------|-----------------------|------------|-----------------------|
| | 面積 (ha) | 県土面積に 対する割合 (%) | 面積 (ha) | 県土面積に 対する割合 (%) |
| 農業地域 | 495,359 | 36.5 | 493,129 | 36.4 |
| 森林地域 | 1,067,864 | 78.6 | 1,066,029 | 78.6 |
| 白地地域 | 2,571 | 0.2 | 2,559 | 0.2 |
| 県土面積 | 1,358,522 | 100.0 | 1,356,055 | 100.0 |

建築管理課土地・景観室

公告

松本市中山土地改良区の役員について、次のように就任の届出がありました。

平成17年9月29日

長野県松本地方事務所長 田野尻

正

理事

新任

氏 名 住 所

花村好房 松本市大字中山5739番地1

退任

氏 名 住 所

仙石南 松本市大字中山5970番地イ号

土地改良課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年9月29日

長野県中野建設事務所長 保谷真司

1 入札に付する事項

(1) 業務名

平成17年度県単道路情報・気象観測施設等保守点検業務委託

(2) 業務の概要

国道292号等の道路情報表示装置、気象観測装置及び中央装置の保守及び定期点検

(3) 履行期間

平成17年10月20日から平成17年12月9日まで

(4) 履行場所

中野建設事務所管内

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当することとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去5年以内に同種の保守点検業務の履行実績を有する者であること。
- (5) 長野県内に本社、支店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

中野市中央1丁目4-19 長野県中野庁舎

長野県中野建設事務所総務課

電話 0269(22)3138

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年10月14日（金）午後1時30分

イ 場所 長野県中野庁舎 201号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成17年10月7日（金）午後5時

までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

道路維持課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成17年9月29日

長野県公安委員会

1 講習会の受講対象者、日時、場所及び参集範囲

別表のとおりとする。

2 講習科目及び時間数

| 講習科目 | 時間数 |
|--------------------|-----|
| 猟銃及び空氣銃の所持に関する法令 | 2時間 |
| 猟銃及び空氣銃の使用、保管等の取扱い | 1時間 |

3 受講手続

(1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの）2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込むこと。

(2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙により（申込書にはって、消印しないこと。）納付すること。

4 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を携行すること。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行うこと。

別表

| 受講対象者 | 講習会開催月日 | 時間 | 講習会場 | 参考範囲 |
|---|--------------|------------------|--------------|----------|
| 長野県内に住所を有し、現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃 | 11月2日 (水) | 午後1時から 午後4時まで | 千曲会場 飯田会場 | 北信 南信 |
| | 11月9日 (水) | | | |

| | | | |
|--|---------------|-----------------------|----|
| 又は空気銃を所持する者であって、猟銃若しくは空気銃の所持の許可又は許可の更新を受けようとするもの | 11月16日 (水) | 丸子会場 安曇野会場 諏訪会場 | 東信 |
| | 11月24日 (木) | | 中信 |
| | 11月30日 (水) | | 南信 |

生活安全企画課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により、松本市庄内3丁目4番21号西澤秀泰外3名から提出された住民監査請求について、同条第4項の規定により監査した結果を次のとおり通知したので、これを公表します。

平成17年9月29日

長野県監査委員 丸山勝司
同 樽川通子
同 東方久男
同 高橋宏

17監査第56号

平成17年（2005年）9月22日

(請求人) 様

長野県監査委員 丸山勝司
同 樽川通子
同 東方久男
同 高橋宏

長野県職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）

平成17年7月29日付けで受理しました長野県職員に関する措置請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により監査したので、別紙のとおり結果を通知します。

(別紙)

長野県職員に関する措置請求の監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

| | |
|------------------|------|
| 松本市庄内3丁目4番21号 | 西澤秀泰 |
| 松本市宮田21番29号 | 有田一男 |
| 諏訪郡下諏訪町社6992番128 | 西禎康 |
| 大町市大字大町3590番地6 | 佐藤浩樹 |

2 請求書の提出

請求書の提出は、平成17年7月29日である。

3 請求の内容

提出された長野県職員措置請求書による請求の要旨は、次のとおりである（原文のまま）。

請求の要旨

平成17年2月26日～平成17年3月5日迄の日程で開催された、スペシャルオリンピックス冬季大会・長野は、我々県民に多くの感動をもたらした意義深い大会でありました。

本大会に長野県は、N P O法人「2005年スペシャルオリンピックス冬季世界大会実行委員会」（盛田英夫理事長）及びN P O法人「2005年スペシャルオリンピックス冬季世界大会・長野」（安川英昭理事長）に対して県職員を派遣したが、その何れも「研修派遣」でありました。

しかし派遣された職員の勤務実態は、派遣先団体の運営や輸送、財政等大会運営の主要部門の責任的業務に従事しており、研修とは言い難い、まさに公益法人等の業務に専ら従事させる為の職員派遣であり、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣に関する法律」に基づかない、違法、不当な派遣であるので、この間支払われた派遣職員に関する経費（給与等）を県の公金から支出するのは明らかに違法、不當である。

従って、監査委員は知事に対して、次の様に勧告するよう求める。

「知事は派遣命令権者たる知事、派遣計画担当職員、及び派遣受入先である前記二つの実行委員会に対して派遣支出相当額を県に返還するよう請求すること。」

4 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成17年7月29日、これを受理した。

5 請求人の証拠の提出及び陳述

平成17年8月25日、請求人に対して、法第242条第6項の規定により、新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、陳述において請求の趣旨の補足説明を行うとともに、事実証明書として平成16年6月及び同年9月定例会本会議録の一部を提出した。請求人の陳述の際、法第242条第7項の規定により、監査対象機関の職員を立ち会わせた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

監査対象事項は、請求人の請求の要旨及び陳述の内容から判断して、「特定非営利活動法人2005年スペシャルオリンピックス冬季世界大会実行委員会（以下「G O C」という。）及び「特定非営利活動法人2005年スペシャルオリンピックス冬季世界大会・長野（以下「S O N A」という。）」に派遣された職員の給与支給に係る違法又は不当な公金の支出の有無とした。

以下、長野県からG O C及びS O N Aへ派遣された職員を「本県研修派遣職員」、本県研修派遣職員を職務命令によりG O C及びS O N Aへ研修派遣させたことを「本件研修派遣」とそれぞれいう。

2 監査対象機関

経営戦略局人財活用チームと社会部障害福祉課について監査を実施した。

3 監査対象機関の陳述

平成17年8月25日、監査対象機関の陳述を実施した。監査対象機関の陳述の際、法第242条第7項の規定により、請求人を立ち会わせた。

4 関係人調査

法第199条第8項の規定により、S O N Aから聞き取り調査を行った。

第3 監査の結果

本件請求のうち、平成16年7月28日以前に支給された給与に関するものは、法第242条第2項の要件を欠くもので監査の対象にならない。

したがって、その余の請求に関する事実関係の確認及び判断について以下述べる。

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類等の調査並びに監査対象機関及び関係人からの事情聴取を実施した結果、次の事項を確認した。

(1) 2005年スペシャルオリンピックス冬季世界大会（以下「2005年世界大会」という。）の概要

ア 大会理念

2005年世界大会の大会理念は次のとおりである。

(7) 2005年世界大会は、アジアで最初に開催される世界大会であり、オリンピック、パラリンピック、スペシャルオリンピックスの3つのオリンピックが同一地域で開催される世界的に意義のある大会です。

(イ) 知的発達障害のあるアスリートが個々の目標と可能性に向かってベストを尽くす競技の舞台を多くの市民の積極的な参加により創りあげ、勇気、喜び、感動を分かち合い、「皆で集い、共に楽しむ」大会を目指します。

(ウ) スペシャルオリンピックスムーブメントを広げるとともに、スポーツを通じて平和で、障害、国籍等を超えた心のバリアフリーを世界に向けて発信し、誰にも開かれた人に優しい地域社会の創造を目指します。

イ 開催期間

平成17年2月26日（土）から3月5日（土）まで（8日間）

ウ 実施競技及びその会場

| 競技名 | 会場 |
|-------------|------------------------|
| アルペンスキー | 志賀高原一の瀬ファミリースキー場（山ノ内町） |
| クロスカントリースキー | スノーハープ（白馬村） |
| スノーボード | いいづなリゾートスキー場（牟礼村） |
| スノーシューリング | オリンピックスポーツパーク（野沢温泉村） |
| スピードスケート | エムウェーブ（長野市） |
| フィギュアスケート | ビッグハット（長野市） |
| フロアホッケー | ホワイトリング（長野市） |

エ 参加国及び地域

84の国及び地域

オ 参加人員

| | |
|--------|------------------------------|
| 選手団 | 2,575人 (アスリート1,829人、コーチ746人) |
| 競技役員 | 932人 |
| ファミリー | 1,064人 |
| ボランティア | 9,935人 |
| メディア | 約1,200人 |

カ 運営主体等

(7) ライセンサー

スペシャルオリンピックス国際本部(以下「S O I」という。)

(4) 主催

G O C(開催契約主体)、S O N A(大会運営主体)

キ ノンスポーツプログラム

トーチラン、ホストタウンプログラム、ヘルシーアスリートプログラム、グローバルユースサミット他学校教育への取組み、スペシャルオリンピックスタウン及び文化芸術プログラム

ク 大会運営費

| 区分 | | 予算額 (平成16年11月) | 決算額 (平成17年6月) |
|----|------------------------|-------------------|------------------|
| 収入 | G O Cからの受託収入 | 百万円 2,800 | 百万円 783 |
| | 障害者スポーツ支援基金助成金 | 0 | 650 |
| | 長野県及び長野市からの補助金 | 0 | 650 |
| | 長野県共同募金会配分金等 | 0 | 272 |
| | 長野オリンピックムーブメント推進事業補助金等 | 0 | 87 |
| | 収入計 | 2,800 | 2,442 |
| 支出 | 1 事業費 | 2,569 | 2,353 |
| | 競技関係、選手団輸送・宿泊等の経費 | 801 | 651 |
| | 会場費、仮設施設、情報通信等の経費 | 483 | 387 |
| | 開閉会式、トーチラン等の経費 | 319 | 273 |
| | 大会運営要員の輸送・宿泊等の経費 | 559 | 348 |
| | 大会広報、映像制作等の経費 | 176 | 258 |
| | 選手団、ファミリー等の経費 | 153 | 90 |
| | 大会運営本部等の経費 | 78 | 86 |
| | スペシャルオリンピックムーブメント推進費 | 0 | 260 |
| | 2 人件費、管理諸費 | 49 | 82 |
| | 3 予備費 | 182 | 7 |
| | 支出計 | 2,800 | 2,442 |

(2) G O Cの概要

ア 設立の経緯

平成13年3月5日、S O I理事会が2005年に開催する冬季世界大会の開催地を長野とする決議を採択したことを受け、2005年世界大会開催の基本条件をS O Iと交渉するため、スペシャルオリンピックス日本の細川佳代子理事長を委員長とするG O C準備委員会が同月27日に発足した。

同年6月15日、S O I会長とG O C準備委員会委員長は、共同記者会見を行い、2005年世界大会の開催地が長野に決定したことを見た。